

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、松浦川水系においては平成18年4月24日に「松浦川水系河川整備基本方針」が、嘉瀬川水系においては平成18年11月1日に「嘉瀬川水系河川整備基本方針」が、六角川水系においては平成21年2月9日に「六角川水系河川整備基本方針」がそれぞれ策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って武雄河川事務所が管理する区間の今後概ね20年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「嘉瀬川水系河川整備計画」を平成19年10月16日に、「松浦川水系河川整備計画」を平成21年7月21日に、「六角川水系河川整備計画」を平成24年8月16日（令和2年7月1日変更）にそれぞれ策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施しています。

この様な中、各水系の河川整備計画策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や今後の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施、及び必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会」を設置するものです。

（参考1）河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

河川法第16条の2第7項

第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 懇談会は、嘉瀬川水系、六角川水系、松浦川水系の河川整備計画（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や今後の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公 開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成28年9月27日より施行する。

令和元年9月13日（改定）

令和3年9月30日（改定）

嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会 委員名簿

氏名	所属	役職	分野
おおぐし こういちろう 大串 浩一郎	佐賀大学理工学部	教授	水工学
おしかわ ひでお 押川 英夫	佐賀大学理工学部	准教授	水工学
かとう おさむ 加藤 治	佐賀大学	名誉教授	農業水利
こが けんいち 古賀 憲一	佐賀大学	名誉教授	水環境
ごとう りゅうたろう 後藤 隆太郎	佐賀大学理工学部	准教授	景観
しげふじ てるゆき 重藤 輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部	教授	文化財
たきかわ きよし 滝川 清	熊本大学	名誉教授	海岸環境・防災工学
たしま まさとし 田島 正敏	佐賀県立鹿島高等学校	副校長	魚類
とくだ まこと 徳田 誠	佐賀大学農学部	准教授	河川生物
やまにし ひろゆき 山西 博幸	佐賀大学大学院理工学研究科	教授	環境工学
やまもと ちょうじ 山本 長次	佐賀大学経済学部	教授	経済学

五十音訓、敬称略

「嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会」の公開方法

懇談会規約第6条に基づき公開方法を決定する。

「嘉瀬川・六角川・松浦川学識者懇談会」規約の抜粋
第6条（公開）
懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

1. 会議の公開

- 1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開とする。
ただし、特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- 2) 前項ただし書きにおいて非公開とする場合は、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議運営上の注意事項

事務局は学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- 1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- 2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

3. 議事概要

学識者懇談会の議事について、事務局が発言者の氏名を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

4. 公開の方法

- 1) 会議の開催については、事務局より記者発表を行う。
- 2) 会議資料、議事概要及び委員名簿は、国土交通省武雄河川事務所ホームページに掲載する。